

お客さま各位

2018年8月
きのくに信用金庫

外国為替取引の内容確認に関するご協力のお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

きのくに信用金庫は、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法（以下、同法）」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないことを確認する義務がございます。

お客さまにおかれましては、この点をご理解いただき、下記記載の事項についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) ご依頼人、ご来店者さまの本人確認書類のご提示をお願いする場合がございます。
- (2) ご依頼人さまの職業や事業内容、お取引の目的詳細や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍等を確認させていただく場合がございます。
- (3) 送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類（他行通帳、給与証明等）を確認させていただく場合がございます。
- (4) 送金の目的に関し、その内容を証明する書類（契約書、船積書類等）を確認させていただく場合がございます。
- (5) お客さまよりお伺いした内容やご提出いただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。
- (6) 当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、当金庫の判断により当該お取引の受付をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承下さい。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策」に関する取り組みにつきましては、以下の金融庁ホームページでもご協力をお願いしております。

◇金融庁ホームページ「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>)

以上